

## 愛知県環境影響評価審査会中部国際空港沖公有水面埋立部会 会議録

- 1 日時 2019年8月19日(月)午後1時30分から午後3時まで
- 2 場所 議会議事堂 5階 大会議室
- 3 議事
  - (1) 中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について
  - (2) その他
- 4 出席者
  - (1) 委員  
井上部会長、大石委員、富田委員、中野委員、橋本委員、宮崎委員  
(以上6名)
  - (2) 事務局  
環境局：  
小野技監、酒井部長  
環境局環境政策部環境活動推進課：  
柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任  
その他：  
関係課職員 9名 (以上17名)
  - (3) 事業者等  
7名
- 5 傍聴人  
2名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 中部国際空港沖公有水面埋立事業環境影響評価準備書について
      - ・ 会議録の署名について、井上部会長が大石委員と中野委員を指名した。
      - ・ 資料2の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、井上部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
      - ・ 資料2について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【橋本委員】資料2の指摘事項4番で示された船舶トランセクト調査結果について、オオミズナギドリ等の海鳥は埋立区域の中で確認されているのか。
- 【事務局】種別の確認位置も含めて記録しているが、埋立区域の内外に分けた整理はされていないとのことである。
- 【宮崎委員】指摘事項3番の藻場について、愛知県が行った環境監視結果によれば、

藻場の面積は増加傾向にあるとしているが、疎らに生えていても面積に含まれてしまい、藻場として機能するかは別である。このため、面積だけでなく、湿重量の増減についても考慮いただきたい。

【事務局】空港島造成に係る環境監視結果においては、被度 25%刻みで藻場の範囲を示していた。本事業において事業者が実施するとしている調査においても、被度別の面積に加えて藻場の湿重量についても調査するよう、事業者を指導する。

【中野委員】指摘事項 5 番について、関西国際空港 2 期事業の事例が記載されているが、藻場造成を行った結果、どのような結論となったのか。

【事務局】資料 2 の別紙-6 のとおり、新たに整備した築磯区と対照区の海藻の種数は、当初は対照区が上回っていたが 2 年目の秋季以降は同程度になっていると考えられたとしている。

【中野委員】別紙-6 における魚類出現種数のグラフについて、A、B、C は築磯区を指しているということか。

【事業者】データは、国土交通省が作成した「生物共生型港湾構造物の整備・維持管理に関するガイドライン」から抜粋している。A、B、C は、築磯区の調査地点を指している。なお、対照区とは、2 期事業で新たに整備した護岸のうち、築磯を行わなかった区画である。

【中野委員】本事業は、築磯を行うのか。

【事業者】関係者と調整した上で、必要があれば行いたいと考えており、現時点では決まっていない。

【橋本委員】準備書の 8.10-23 ページに注目種への影響の予測結果が示されている。海域の鳥類では重要種であるコアジサシが選定されているが、資料 2 の別紙-4 の確認種リストによれば 4 個体しか確認されていない。予測結果において、「主な確認位置は対象事業実施区域から東へ約 2 km 離れた知多半島の沿岸部であるため、対象事業実施区域を主要な生息地として利用していないと考えられる。」としており、元々、生息数が多くない種を注目種に挙げて、生息地として利用していないという予測をしてしまっている。重要種ではなくとも、オオミズナギドリやウミネコなどの個体数が多い種を注目種に選定して、影響を予測すべきではないか。

【事務局】評価書において、生態系の注目種として影響の予測を行うよう、事業者を指導する。

【井上部会長】指摘事項 1 番の見解において、50m 格子で計算することに長期間かつ多大な費用を要するとしている。別紙-1 の 50m 格子の図のとおりであれば、格子数が増えて計算が膨大になることは理解できるが、水路部のみ 50m 格子で計算すれば、格子数はそれほど増えないのではないか。また、水路部の流向は図の上下方向の割合が大きく、横方向の流れは卓越しないことから、例えば、水路部の格子を 50m×200m にすれば、100m 格子の場合から格子数を増やさないことも可能ではないか。このように、十分な精度を確保した上で計算時間や費用をそれほどかけない手法も考えられるが、図で示された大きな範囲を 50m 格子で計算した理由があるのか。

【事業者】伊勢湾シミュレータは、伊勢湾口部の方向に合わせて水平方向の格子を設定するという特徴があり、空港島に隣接する水路部の向きに合わせた

50m×200m といった格子の設定ができない。水路部全体を 50m 格子で計算しようとする、自ずとこの範囲が 50m 格子になってしまう。

【井上部会長】伊勢湾シミュレータは、伊勢湾全体をシミュレーションするモデルであって、その中の狭い範囲を予測するには適したモデルではないと考えることから、伊勢湾シミュレータのみで水路部の予測を行うことは適当ではなかった。水路部だけを予測するのであれば、別のモデルを用いた方が適当だったと思われる。

- ・ 資料 3 について、事務局から説明があった。

#### <質疑応答>

【大石委員】繋がりが少し分かりにくい記載がある。1 点目は、2 大気質、騒音について、「予測が行われていないことから」と「空港島においても」の間に、「影響が生じるおそれがあることから」などの繋ぎの文章があった方が良い。

2 点目は、3 水環境（3）について、「十分に小さいと評価しているが」と「埋立地周辺の狭域の海域における影響を評価すること」の間に、「影響が考えられるため」などの繋ぎの文章があった方が良い。

【事務局】1 点目は、「大気質及び騒音の予測が行われていないことから、」の後に「これらの影響を把握するため、」を追記することとしたい。

2 点目は、後ほど修正案を提案する。

【宮崎委員】1 全般的事項の（1）や（3）において、環境影響の低減について記載されている。資料 2 の類似事業で示されたとおり、関西国際空港では積極的に藻場造成に取り組んでおり、中部国際空港でも埋立着工の 2001 年から大型の藻類の種苗移植を行っていた。漁礁会社から聞いたところによると、新しい護岸や漁礁を設置した場合、生物が戻ってくるまで少なくとも 2 年から 3 年かかるとのことである。本事業については、あらかし 2 ページの工事工程のとおり、切れ目なく工事が行われる計画であることから、積極的な環境回復を行わなければ、環境影響の低減はできないのではないか。部会報告の中で、積極的に藻類等を移植する又は増殖することを盛り込んでも良いのか、事務局に確認したい。

【事務局】公有水面の埋立てに係る主務省令において、事業による影響に対する評価の基本的な考え方は回避・低減であり、環境保全措置についても、影響の回避・低減を基本とし、必要に応じて代償措置を検討するとされている。過去の知事意見においても、積極的な環境の創造を求めたことはないと思われる。

【宮崎委員】積極的な創造を求められないということであれば、4 動物、植物、生態系（2）の「適切な措置を講ずる」に含まれると理解して良いか。

【井上部会長】準備書において、影響はない又は小さいとしているにも関わらず、それに対してさらに低減を求めることは、理論的に難しいと思う。しかし、本事業は長期にわたって実施するものであることから、予期せぬ影響が生じる可能性もあり、その際には積極的な創造を求めても良いと思う。1 全般的事項の（1）と（3）において、「より一層の環境影響の低減」のほかに、

環境の創造について盛り込めないか。

【事務局】1 全般的事項（3）は、具体的な形状等の設計に当たっての事項になるため、総論である（1）になると思われるが、2 段落目において、「様々な環境影響が想定されることから、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること」を求めており、ここに含まれると考える。

【橋本委員】工事期間が長期にわたることから、最終的には回復するかもしれないとしても、工事を開始する前の段階から代償措置等を講じて工事中の影響を少なくするよう求めることはできないか。

【事務局】影響は小さいとしているのに対して、より一層の環境影響の低減を求めているところに、さらに事前に対策を講じて回復を求めることは難しいと考える。主務省令において、事業者が実行可能な範囲で回避・低減に努めることとされていることから、部会報告としては「より一層の環境影響の低減に努めること」とする記載でやむを得ないと考える。

【橋本委員】伊勢湾全体としては影響がないとしているだけで、埋立てが行われれば生息地が潰れることから、影響はゼロではない。その分の代償措置は求めても良いのではないか。

【事務局】4 動物、植物、生態系（1）において、「現在の生息環境の重要性及び周辺環境の状況を踏まえて予測及び評価を見直す」ことを求めており、さらに（2）において、それを踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずることを盛り込んでいることから、ここに含まれると考える。

先ほどの3 水環境（3）の修正案については、「伊勢湾全体」の対になる表現が「埋立地周辺の狭域」であることから、例えば、「埋立地周辺の狭域の影響を把握するため」といった文言を追加すると、その後の文言と重なってしまうことから、原案のままとしてはどうか。

【大石委員】この文章の構成として、「十分に小さいと評価しているが」と逆接になっており、その次には影響が小さいことを否定する文言があるべきと考える。したがって、伊勢湾全体に対して影響は小さいと評価しているが、狭域の海域に関しては、正確を期すために影響を評価すべきといった形で繋がれば分かりやすいのではないか。

【事務局】「埋立地周辺の狭域の海域への影響が考えられることから、当該海域における影響を評価すること。」と修正することとしたい。

【橋本委員】同じく3 水環境（3）について、伊勢湾全体では十分に小さいかもしれないが、地元の住民や漁業関係者にとっては大きな問題であるため、狭域の海域での影響を評価しなければならないといった繋がりがあると分かりやすいのではないか。

【事務局】指摘の考え方は当然のことであり、伊勢湾全体のような広域ではなく、埋立地の周辺における環境影響を評価するべきだと考えている。

【大石委員】「十分に小さいと評価しているが」のあとに「影響が考えられることから」を追加した上で、文末を「影響を調査すること。」としてはどうか。

【事務局】文末の表現について、環境影響評価においては調査、予測、評価は厳密に分けられており、今回は評価が問題となっていることから、「影響を評価すること。」としたいと考える。

【井上部会長】「評価」には、環境保全措置も含まれるのか。含まれないとすると、この意見は「評価すること。」だけで終わっているので、評価した結果、影響が大きいとなった場合の対応が記載されていないのではないかと。例えば、「評価し、評価結果に基づき、適切な措置を講ずること」といった文言が必要ではないか。

【事務局】「評価」には環境保全措置は含まれない。4動物、植物、生態系（2）において、「（1）を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。」としていることから、これと同様に「影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講ずること。」と修正したい。

【橋本委員】4動物、植物、生態系において、先ほど指摘したように、生態系の注目種に適切な種を選定して予測及び評価を行うよう求めたいと考える。

【事務局】注目種を追加する旨の意見を4動物、植物、生態系の（1）と（2）の間に追加する形となると考えるが、具体的な文言については、他事例の同様な意見も参考にしつつ検討したいことから、修正に時間を要する。

【井上部会長】これまで、2大気質、騒音、3水環境の（3）、4動物、植物、生態系の（1）と（2）の間に新たに（2）を設けて現在の（2）を（3）にする、以上3点を修正する意見があった。この場での修正は難しいことから、表現方法については、部会長にお任せいただいてよろしいか。

- ・ 部会報告の修正について、部会長に一任することとした。

イ その他

- ・ 特になし。

（3）閉会